

すみだボランティアセンターの指定管理者の指定について

1 指定する施設

すみだボランティアセンター 墨田区東向島二丁目17番14号

2 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで(5年間)

3 指定管理者の概要

名称 社会福祉法人 墨田区社会福祉協議会

所在地 東京都墨田区東向島二丁目17番14号

代表者 会長 西原 文隆

(1) 沿革 : 昭和37年10月 法人設立

(2) 事業の実績

ア 地域福祉活動事業

イ 児童福祉・老人福祉・障害者福祉の各事業

ウ 福祉サービス権利擁護センターの運営

エ 貸付金事業(生活福祉資金、応急小口資金)

オ すみだボランティアセンターの管理・運営

カ すみだハート・ライン21事業等

4 選定経過及び選定理由

(1) 募集等について

すみだボランティアセンターは、民間社会福祉団体の中核として、墨田区社会福祉協議会が区と密接に連携して、高齢者、障害者等が住み慣れた地域で自立した生活を支援するために多様な福祉活動を行うとともに、民生委員・児童委員などと協力・連携し、地域福祉を推進していく必要があること等の理由により、非公募としたものである。

(2) 選定経過

平成27年8月6日及び10月26日開催の墨田区指定管理者選定委員会において、評価票・事業計画書等の関係資料に基づき、要求水準を充たしているか等について審査した。

(3) 選定理由

選定した事業者は、現在の指定管理者であり、審査結果のとおり、利用者サービスの向上、効率的・効果的な施設の運営、事業計画の遂行能力の3つの項目ごとの審査の合計点において、高得点であった。以上のことから本事業者は「すみだボランティアセンター」の設置目的に合致するとともに、着実な事業運営が期待できるため、指定管理者(候補者)として適格であると判断し、上記事業者を選定した。

5 事業計画の要点

(1) 管理運営の方針

すみだボランティアセンターの管理運営の実績や全国の社会福祉協議会が運営するボランティアセンターとのネットワークを活用して先進的な活動事例を今後の管理運営業務に活かし、ボランティア活動の一層の推進、援助を図るとともに、施設利用者の増加や施設サービスの向上を図る。効率的・効果的な運営はもとより、誰もが利用しやすい施設となるよう利用者への配慮を徹底し、快適な施設環境づくりに努める。また、ボランティア活動に対する区民の理解と参加を促進するとともに、社会福祉の推進を図るため、社会福祉協議会の機能を十分に発揮し、ボランティアセンターの管理運営業務を行う。

(2) 主な提案

ア 利用者サービス向上

「ボランティア活動推進委員会」や「ボランティアセンター利用者懇談会」を設置し、施設利用者等からの意見等を考慮し、利用環境の改善はもとより、ボランティア活動の推進、普及、ボランティア団体の援助等の向上を図る。

イ 効率的・効果的な施設の運営

指定管理料：5,764,909円

「ボランティアまつり」等の事業などを活用し、ボランティア活動の啓発等を行うことで、ボランティア活動者の増加を図る。また、社会福祉協議会の会員相互の協力・連携により、効果的にボランティア活動の推進・支援を行う。

ウ 事業計画の遂行能力

社会福祉協議会は、社会福祉法に定められている組織の性格から、ボランティア推進事業を担うことが求められており、区民や地域団体、社会福祉法人等が社会福祉協議会の運営に関わっていることから、これらの方々の協力・連携により、安定的な管理運営を行うことが可能である。

また、職員の職務遂行能力及び資質向上を図るため、東京都社会福祉協議会等で実施するボランティア活動、対人援助技術、コミュニティワーク技術、接遇技術等の研修を計画的に受講し、職員のスキルアップに努めている。

審査結果

審査項目ごとの合計点による審査

8名の委員の採点の合計点によって審査を行った。

評価項目・細目及び配点	社会福祉法人 墨田区社会福祉協議会
1 利用者サービスの向上（36点×8人＝288点）	
(1) 利用者にとって平等に利用できる環境が整えられているか (2) 施設の設置目的を達成するための事業計画となっているか (3) ボランティア活動の推進・援助の向上が図られる独自の提案があり、実現が可能か ボランティア等労苦者・活動者、利用者の要望・意見等を聞くための手段と業務改善の 取り組みがあるか (4) 社会福祉団体の活動の推進・援助の向上が図られるか	195点
2 効率的・効果的な施設の運営（34点×8人＝272点）	
(1) 施設の設置目的を踏まえた管理・運営方針となっているか (2) 施設の維持管理経費を節減するための積極的な取り組みがあるか (3) 提案額は、事業計画を実現するための適正な額となっているか (4) 区民の雇用や区内企業の活用を図る取り組みがあるか (5) 利用者の増加策や施設稼働率(利用率)向上への取り組みは効果的か	192点
3 事業計画の遂行能力（30点×8人＝240点）	
(1) 経営状況及び財政基盤は安定しているか (2) 職員構成・職員数及び組織の管理・運営体制は適切か (3) 管理責任者及び職員の資格や経験は適切であり、職員のスキルアップに向けた取り組み は十分か (4) 個人情報保護の徹底及び積極的な情報公開を行う計画となっているか (5) 災害その他緊急時の危機管理体制及び苦情処理体制は明確か	173点
合計点（100点×8人＝800点）	560点